

令和7年度「こどもまんなか 児童福祉週間」実施要領

1 名称

令和7年度「こどもまんなか 児童福祉週間」

2 趣旨

こどもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝であるこどもたちに対する国民全体の願いであり、すべてのこどもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって、未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていけるような環境・社会を作っていくことが重要である。

このため、児童福祉法において、すべてこどもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、その心身の健やかな成長・発達、自立が図られることなどを保障される権利を有するとともに、社会のあらゆる分野において、年齢や発達に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先されるよう規定している。また、国では、こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的に厳しいひとり親家庭等への支援の充実、社会的養育の推進及び児童虐待防止対策の強化に取り組み、こどもが健やかに育つための総合的な対策を進めている。

また、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設した。

こうした中、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか 児童福祉週間」と定めて、こどもの健やかな成長、こどもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知とこどもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るものとする。

3 標語

「いつだって まんまるまんなか こどもたち」

令和7年度「こどもまんなか 児童福祉週間」の標語として、全国公募により選定された

むらた りっか
村田 六花さん（兵庫県 18 歳）の作品

4 期間

令和7年5月5日（月）から5月11日（日）までの1週間

ただし、地域の実情による期間の延長等（5月末日までに限る）は差し支えない。

5 主唱

こども家庭庁、（福）全国社会福祉協議会、（公財）児童育成協会

6 運動項目

次の内容を中心に、運動を展開する。

(1) 児童福祉の理念の普及

少子化や核家族化の進行に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待相談対応件数の増加、ヤングケアラー問題、インターネットやSNSの普及によるこどもへの悪影響など、こどもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している。こうした状況を踏まえ、国は、次世代を担うこどもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが、極めて重要な国民的課題であるとの認識の下に、全てのこどもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、その心身の健やかな成長・発達、自立が図られることなどを保障される権利を有するとともに、社会のあらゆる分野において、年齢や発達に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先されることとした児童福祉の理念の普及に努める。

このため、国は、行政のみならず、企業や地域社会と連携し、仕事と生活の調和の実現も含め、社会全体によるこども及び子育て家庭への支援について、マスコミ、民間団体、企業等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進する。

(2) 家庭における親子のふれあい促進

こども自身の不安や悩み、こどもの夢、将来の希望等について、家族で話し合う等親子がふれあう機会を設けるよう啓発するとともに、これらの機会及び情報の提供に努める。

また、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発する。

(3) 地域における児童健全育成活動の促進

児童館などでこどもに遊びを提供し、こどもが異年齢集団の中での遊びや、文化体験活動、社会参加活動を通じて自主性、社会性及び創造性を高めるように努める。また、地域での中・高校生等の居場所づくりを促進する。あわせて、これらの活動を支援するボランティアや地域組織の活動を促進する。

(4) こどもの居場所づくりの推進

「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、どんな環境に生まれ育ったとしても、誰一人取り残さず、全てのこどもが自分の居場所を持ち、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）でいられる社会の実現を目指し、こどもの意見を聴き、こどもの視点に立ったこどもの居場所づくりを進める。

(5) 児童虐待への適切な対応

国・地方公共団体・地域の関係機関・住民が力を合わせて、すべてのこどもが虐待を受けることなく、健やかに成長できる社会を目指す。

また、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図り、防止につなげていく。

(6) 母と子の健康づくりの推進

母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの

出発点であるとの認識に立って、妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診率の向上や母子保健に関する地域活動の推進に努めるほか、市町村保健センター、こども家庭センター等において妊産婦及び乳幼児に関する相談の場を設けるよう努める。

(7) 多様化する保育需要等への対応

女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴う保育需要等の増大・多様化や就業希望者の潜在的な保育ニーズに対応するため、引き続き、待機児童の解消や、保育所等における延長保育、一時預かり事業等の多様な子育て支援の充実に努める。加えて、就労要件を問わず月一定時間まで利用できる「こども誰でも通園制度」についても広報・普及に努める。また、保育所を利用しているこどもが就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるよう、いわゆる「小一の壁」の解消に努める。さらに、子育ての不安や悩みなどの増加に対し、地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談を行う地域子育て支援拠点の役割について広報・普及に努める。

(8) 障害等のあるこどもとその家族が安心して過ごせる地域作りの促進

障害等の有無に関わらず、すべてのこどもが日々の生活や遊びを通じて、自分らしく健やかに育ち、その家族も安心して過ごせる地域を目指す。また、こどもに障害等があっても、あらゆる活動に参加できる仕組み作りに努める。

7 関係省庁等における取組

(1) こども家庭庁における取組

①こどもたちによる「こいのぼり」の掲揚と「こどもまんなか 児童福祉週間」標語募集での最優秀作品受賞者の表彰式（予定）

期 日：令和7年4月21日（月）

場 所：新霞が関ビル前（雨天時、こども家庭庁会議室）

内 容：ア 保育園児と来賓者による「こいのぼり」の掲揚

イ 令和7年度「こどもまんなか 児童福祉週間」標語
最優秀作品受賞者の表彰式

②児童福祉施設への「こいのぼり」寄贈（予定）

日本鯉のぼり協会の協力の下、希望する児童福祉施設へ「こいのぼり」の寄贈を行う。令和7年度は、東京都から愛知県の都県、指定都市、中核市の34施設へ寄贈予定。

(2) 中央省庁における取組

①「こいのぼり」の掲揚

令和7年4月21日（月）～5月11日（日）までの期間において、内閣官房、人事院、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、金融庁、最高裁判所、国立国会図書館国際子ども図書館の各庁舎において「こいのぼり」（日本鯉のぼり協会より寄贈）を掲揚予定。

②国営公園等の無料入園の実施

○滝野すずらん丘陵公園（北海道札幌市）	〈中学生以下〉
○国営みちのく杜の湖畔公園（宮城県柴田郡川崎町）	〈中学生以下〉
○国営常陸海浜公園（茨城県ひたちなか市）	〈中学生以下〉
○国営武蔵丘陵森林公園（埼玉県比企郡滑川町、熊谷市）	〈中学生以下〉
○国営昭和記念公園（東京都立川市、昭島市）	〈中学生以下〉
○国営越後丘陵公園（新潟県長岡市）	〈中学生以下〉
○国営アルプスあづみの公園 （長野県安曇野市、大町市、北安曇野市松川村）	〈中学生以下〉
○国営明石海峡公園（兵庫県神戸市、淡路市）	〈中学生以下〉
○国営備北丘陵公園（広島県庄原市）	〈中学生以下〉
○国営讃岐まんのう公園（香川県仲多度郡まんのう町）	〈中学生以下〉
○海の中道海浜公園（福岡県福岡市）	〈中学生以下〉
○国営吉野ヶ里歴史公園（佐賀県神崎市、神埼郡吉野ヶ里町）	〈中学生以下〉
○国営沖縄記念公園（沖縄県国頭郡本部町、那覇市）	〈中学生以下〉
□新宿御苑（東京都新宿区）	〈すべての方〉
☆森林総合研究所多摩森林科学園（東京都八王子市）	〈高校生以下〉

※○印は、通年中学生以下の入園無料

※□印は、令和7年4月29日（火）、5月4日（日）、5月5日（月）のみ入園
無料（中学生以下は通年無料）

※☆印は、令和7年5月1日（木）～（終期末定：園内一部閉鎖中による減免措置
のため）

8 地方公共団体における取組

（１）地方公共団体における「こどもまんなか 児童福祉週間」の主な取組行事等
（別紙）

（２）地方公共団体における取組行事等をこども家庭庁ホームページで紹介（予定）

9 関係団体による取組

（１）こどもの国の取組

場 所：こどもの国（横浜市青葉区奈良町 700）

期 間：令和7年5月5日（月・祝日）

内 容：無料入園の実施（中学生以下）

(2) 無料入園等を実施する施設

施設（団体）名	期間	取組	対象
会津鉄道会津線 （西若松～会津田島）	5月5日（月・祝）	お座トロ展望列車座席指定 料金無料	小学生以下
MOA美術館・箱根美術館 （静岡県熱海市）	通年	入館料無料	中学生以下
鴨川シーワールド （千葉県鴨川市）	5月6日（火） ～5月31日（土）	入館料割引 ※幼児、小・中学生のみス タンプラリーノート付き	すべての方
神戸海洋博物館/カワサキワールド （兵庫県神戸市）	5月5日（月・祝）	入館料無料	高校生以下
琴平海洋博物館（海の科学館） （香川県仲多度郡琴平町）	5月5日（月・祝）	入館料無料	高校生以下
日本平ロープウェイ （静岡県静岡市）	5月5日（月・祝）	利用料無料	小学生以下
さる園・野草園 （東京都八王子市）	5月5日（月・祝）	入園料半額	すべての方
東武博物館 （東京都墨田区）	5月5日（月・祝） ～5月11日（日）	ノベルティ進呈	中学生以下
切手の博物館 （東京都豊島区）	5月1日（木） ～5月6日（火） 5日（月・祝）は休館	入館料無料	中学生以下
由利高原鉄道 （鳥海山ろく線 おばこ号）	5月3日（土・祝） ～5月5日（月・祝）	利用料無料	小学生以下

児童福祉週間協力団体等一覧

1		I G R いわて銀河鉄道株式会社	51		湘南モノレール株式会社
2		愛知環状鉄道株式会社	52	一般財団法人	女性労働協会
3		会津鉄道株式会社	53		西武鉄道株式会社
4		あいの風とやま鉄道株式会社	54	公益社団法人	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
5		明知鉄道株式会社	55	一般財団法人	世界少年野球推進財団
6	社会福祉法人	朝日新聞厚生文化事業団	56	特定非営利活動法人	全国L D親の会
7		阿武隈急行株式会社	57	公益社団法人	全国学校図書館協議会
8	公益財団法人	雨宮児童福祉財団	58		全国高等学校長協会
9		伊勢鉄道株式会社	59	一般社団法人	全国高等学校PTA連合会
10	特定非営利活動法人	SIDS 家族の会	60		全国国公立幼稚園・こども園長会
11	公益財団法人	SBI 子ども希望財団	61	公益社団法人	全国子ども会連合会
12		えちごトキめき鉄道株式会社	62	公益財団法人	全国里親会
13		NHK	63		全国肢体不自由児施設運営協議会
14	公益財団法人	岡田茂吉美術文化財団	64	一般社団法人	全国肢体不自由児者父母の会連合会
15	社会福祉法人	恩賜財団母子愛育会	65		全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会
16	公益社団法人	ガールスカウト日本連盟	66		全国児童家庭支援センター協議会
17	株式会社	学研ホールディングス	67		全国児童自立支援施設協議会
18	NPO法人	家庭的保育全国連絡協議会	68		全国児童心理治療施設協議会
19	公益財団法人	神澤医学研究振興財団	69		全国児童相談所長会
20	公益財団法人	がんの子どもを守る会	70	一般社団法人	全国児童発達支援協議会
21		北大阪急行電鉄株式会社	71		全国児童養護施設協議会
22	認定NPO法人	CAPNA	72	社会福祉法人	全国重症心身障害児（者）を守る会
23		九州旅客鉄道株式会社	73		全国女性相談支援員連絡協議会
24	一般社団法人	共同通信社	74		全国自立援助ホーム協議会
25	公益財団法人	キリン福祉財団	75	公益社団法人	全国私立保育連盟
26		熊本電気鉄道株式会社	76		全国人権擁護委員連合会
27	株式会社	グランビスタホテル&リゾート 鴨川シーワールド	77	社会福祉法人	全国心身障害児福祉財団
28	公益社団法人	経済同友会	78		全国地域活動連絡協議会
29		京成電鉄株式会社	79		全国知事会
30		神戸海洋博物館/カワサキワールド	80		全国町村会
31		神戸市交通局	81		全国町村議会議長会
32		国立国会図書館国際子ども図書館	82	一般社団法人	全国手をつなぐ育成会連合会
33	NPO法人	子育てひろば全国連絡協議会	83		全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会
34	公益財団法人	琴平海洋会館	84		全国特別支援学校長会
35	公益財団法人	こども財団	85		全国特別支援教育推進連盟
36		子どもに無煙環境を推進協議会	86		全国都道府県議会議長会
37	社会福祉法人	子どもの虐待防止センター	87		全国乳児福祉協議会
38	社会福祉法人	こどもの国協会	88	一般社団法人	全国認定こども園連絡協議会
39	公益財団法人	さわやか福祉財団	89	一般社団法人	全国病児保育協議会
40	株式会社	産業経済新聞社	90		全国保育協議会
41		三陸鉄道株式会社	91	公益社団法人	全国保育サービス協会
42		四国旅客鉄道株式会社	92		全国保育士会
43		時事通信社	93	一般社団法人	全国保育士養成協議会
44		静岡鉄道株式会社	94	一般社団法人	全国訪問看護事業協会
45	特定非営利活動法人	児童虐待防止全国ネットワーク	95		全国保健師長会
46	一般財団法人	児童健全育成推進財団	96		全国保健所長会
47		しなの鉄道株式会社	97	更生保護法人	全国保護司連盟
48	社会福祉法人	清水基金	98	一般財団法人	全国母子寡婦福祉団体協議会
49	一般財団法人	出版文化産業振興財団	99		全国母子生活支援施設協議会
50	公益財団法人	ジョイセフ	100		全国民生委員児童委員連合会

101		全国盲ろう難聴児施設協議会	151	公益社団法人	日本小児保健協会
102		全国夜間保育園連盟	152	公益社団法人	日本助産師会
103		全国養護教諭連絡協議会	153		日本私立小学校連合会
104	公益社団法人	全国幼児教育研究協会	154	公益財団法人	日本相撲協会
105		全国連合小学校長会	155	公益社団法人	日本精神保健福祉士協会
106		仙台空港鉄道株式会社	156	公益社団法人	日本青年会議所
107	公益社団法人	全日本断酒連盟	157		日本赤十字社
108		全日本中学校長会	158	一般財団法人	日本宝くじ協会
109		高尾登山電鉄株式会社	159	一般社団法人	日本地下鉄協会
110		智頭急行株式会社	160	公益財団法人	日本知的障害者福祉協会
111	特定非営利活動法人	チャイルドライン支援センター（認定NPO）	161	公益社団法人	日本図書館協会
112	社会福祉法人	中央共同募金会	162	公益社団法人	日本発達障害連盟
113	公益財団法人	中央競馬馬主社会福祉財団	163	公益社団法人	日本PTA全国協議会
114	公益財団法人	鉄道弘済会	164	特定非営利活動法人	日本BBS連盟
115		天竜浜名湖鉄道株式会社	165	一般社団法人	日本ファミリーホーム協議会
116		東急電鉄株式会社	166		日本弁護士連合会
117		東京新聞	167	社会福祉法人	日本保育協会
118		東京地下鉄株式会社	168	公益財団法人	日本ユニセフ協会
119		東京都交通局	169	一般社団法人	日本臨床心理士会
120		道南いさりび鉄道株式会社	170	一般社団法人	認定こども園連盟
121		東武鉄道株式会社	171		広島電鉄株式会社
122	一般財団法人	東武博物館	172	独立行政法人	福祉医療機構
123		名古屋交通局	173	株式会社	福祉新聞社
124		錦川鉄道株式会社	174	N P O	ブックスタート
125	公益財団法人	日母おぎや一献金基金	175		平成筑豊鉄道株式会社
126	公益社団法人	日本栄養士会	176	公益財団法人	報知社会福祉事業団
127	公益社団法人	日本海洋少年団連盟	177	公益財団法人	ボーイスカウト日本連盟
128	一般社団法人	日本家族計画協会	178		北越急行株式会社
129	公益財団法人	日本環境協会	179		北総鉄道株式会社
130	公益社団法人	日本看護協会	180	公益財団法人	母子衛生研究会
131	一般社団法人	日本筋ジストロフィー協会	181	公益社団法人	母子保健推進会議
132		日本経済新聞社	182		北海道新聞社
133	一般社団法人	日本経済団体連合会	183	公益財団法人	麻薬・覚せい剤乱用防止センター
134		日本鯉のぼり協会	184	一般財団法人	水原フィラテリー財団
135	一般財団法人	日本口腔保健協会	185	公益財団法人	民間放送教育協会
136	更生保護法人	日本更生保護協会	186		真岡鐵道株式会社
137	一般社団法人	日本更生保護女性連盟	187		野岩鉄道株式会社
138	公益社団法人	日本公認心理師協会	188		由利高原鉄道株式会社
139		日本子ども・子育て支援センター連絡協議会	189		横浜高速鉄道株式会社
140	一般社団法人	日本子ども虐待防止学会	190	社会福祉法人	横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター
141		日本子どもの虐待防止民間ネットワーク	191		若桜鉄道株式会社
142	公益社団法人	日本産婦人科医会	192		わたらせ渓谷鐵道株式会社
143	公益社団法人	日本歯科医師会			
144	社会福祉法人	日本肢体不自由児協会			
145	一般社団法人	日本児童文芸家協会			
146	一般社団法人	日本自閉症協会			
147	公益社団法人	日本社会福祉士会			
148	公益社団法人	日本重症心身障害福祉協会			
149		日本商工会議所			
150	公益社団法人	日本小児科医会			

令和7年度「こどもまんなか 児童福祉週間」実施要領・解説

この解説は、都道府県、市区町村、団体等において、「こどもまんなか 児童福祉週間」の行事を企画する際の参考資料となるよう作成したものである。

目 次

「こどもまんなか 児童福祉週間」とは	9
--------------------	---

運動項目

第1 児童福祉の理念の普及	10
第2 家庭における親子のふれあい促進	10
第3 地域における児童健全育成活動の促進	11
第4 こどもの居場所づくりの推進	12
第5 児童虐待への適切な対応	12
第6 母と子の健康づくりの推進	13
第7 多様化する保育需要等への対応	14
第8 障害等のあるこどもとその家族が安心して過ごせる地域作りの促進	14

「こどもまんなか 児童福祉週間」とは

- (1) 「こどもまんなか 児童福祉週間」は、児童福祉の理念や制度の周知を図り、国民の児童福祉に対する理解と認識を深めることをねらいとして、昭和 22 年より、毎年 5 月 5 日の「こどもの日」を中心に、全国的に実施されてきたものである。
- こどもや家庭を取り巻く環境は少子化の進行や児童虐待の増加、インターネットや SNS の普及によるこどもへの悪影響など大きく変化しているため、次世代を担うこどもが心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに安心・安全・安定して生活の営みができる環境づくりを推進していくことは、極めて重要な課題となっている。
- (2) 令和 7 年度の「こどもまんなか 児童福祉週間」標語は、
「いつだって まんまるまんなか こどもたち」
- むらた りっか
村田 六花さん（兵庫県 18 歳）の作品。
- この作品は、令和 6 年 8 月 1 日～9 月 30 日まで全国公募を実施し、4,766 点の応募の中から選定された作品である。
- (3) 「こどもまんなか 児童福祉週間」の期間は、本年 5 月 5 日（月）から 5 月 11 日（日）までの 1 週間としている。ただし、地域の実情によって期間の延長等（5 月末日までに限る）を行うことは差し支えない。
- (4) 「こどもまんなか 児童福祉週間」は、こども家庭庁、(福)全国社会福祉協議会及び(公財)児童育成協会が主唱するものである。
- (5) 関係府省庁、報道機関、児童福祉団体、社会福祉団体、教育文化団体、青少年団体、女性団体等の関係機関・団体のほか、民間企業等の協力を得て実施する。
- (6) 主な運動項目として、8 項目を掲げているが、実施に当たっては、それぞれ次のような点に留意することが望まれる。

第1 児童福祉の理念の普及

少子化や核家族化の進行に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待相談対応件数の増加、ヤングケアラー問題、インターネットやSNSの普及によるこどもへの悪影響など、こどもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している。こうした状況を踏まえ、国は、次世代を担うこどもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが、極めて重要な国民的課題であるとの認識の下に、全てのこどもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、その心身の健やかな成長・発達、自立が図られることなどを保障される権利を有するとともに、社会のあらゆる分野において、年齢や発達に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先されとした児童福祉の理念の普及に努める。

このため、国は、行政のみならず、企業や地域社会と連携し、仕事と生活の調和の実現も含め、社会全体によるこども及び子育て家庭への支援について、マスコミ、民間団体、企業等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進する。

- (1) 児童福祉の理念は、児童福祉法第1条において「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」、また、同法第2条第1項において「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」としている。
- (2) 次世代を担うこどもが健やかに生まれ育つための環境づくりを積極的に推進するためには、国民一人ひとりが児童福祉の理念を認識するとともに、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現も含めて、家庭のあり方や男女共同による子育て、あるいは企業や地域社会の果たし得る役割等幅広い問題について考え、意見を交わし、これを行動に移していくことが重要である。
- (3) 「こどもまんなか 児童福祉週間」の行事の企画に際しては、児童福祉の理念をもとに、その普及が図られるよう、権利の主体であるこどもの意見を反映させつつ、幅広く住民の参加が得られるよう、地域社会のニーズや状況に応じた行事を行うことが大切である。
- (4) 児童福祉の理念の普及については、これまでも「こどもまんなか 児童福祉週間」を契機に広報啓発を行ってきたが、マスコミ、民間団体、企業等の協力を得て、より一層広報啓発することが必要である。

第2 家庭における親子のふれあい促進

こども自身の不安や悩み、こどもの夢、将来の希望等について、家族で話し合う等親子がふれあう機会を設けるよう啓発するとともに、これらの機会及び情報の提供に努める。

また、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発する。

- (1) 家庭でこどもが健全に育つには、こどもが自分のできることは自分で行うことや、父親も子育てに参加するなど家族の中で責任を分担し合い、支え合う家族関係が必要である。
- また、学校教育や地域社会など様々な社会との関わりの中で子育ての楽しさを実感し、自らの生命を次世代に伝え育むことや、家庭を築くことの大切さを理解することが必要である。
- (2) 「こどもまんなか 児童福祉週間」においては、父親の子育て参加を促進するとともに、親子で参加できる行事などを実施することにより、親子がふれあう機会を提供することが必要である。共通の体験を通して親が自らの人生経験や考え方をこどもに伝え、こどもが日頃から感じている不安や悩み、夢、将来の希望について互いに話し合うきっかけとなることが期待される。
- また、児童館、保育所、保健センター等で中・高校生が乳幼児と出会い、ふれあう機会を提供し、生命の尊さを実感することや、人への関心や共感を高めることなど、こどもや家庭の大切さについて理解を深めることが必要である。
- (3) 家族そろって一緒に食事をする機会が減少しているため、親子で一緒に料理づくりや食事をするることにより、「食」を通して親子がふれあう機会を設けるよう啓発することが必要である。

第3 地域における児童健全育成活動の促進

児童館などでこどもに遊びを提供し、こどもが異年齢集団の中での遊びや、文化体験活動、社会参加活動を通じて自主性、社会性及び創造性を高めるように努める。また、中・高校生等の居場所づくりを促進する。あわせて、これらの活動を支援するボランティアや地域組織の活動を促進する。

- (1) 少子化が進行することで、異世代・同年代の仲間と関わる機会が減少し、こどもの社会性を育む機会が少なくなってしまうなど、こども自身の健やかな成長への影響が懸念されている。また、そのこどもたちが親になったとき、乳幼児等と触れ合う機会に恵まれなかったことから、育児不安につながることも考えられる。
- (2) 「こどもまんなか 児童福祉週間」を契機として、こどもの健全育成が推進されるよう、地域の児童館等が中心となって、異年齢集団の中においての遊びを活性化させるとともに、文化体験活動や社会参加活動を通じて、こどもの自主性、社会性及び創造性を高めていくことが望まれる。また、中・高校生等が地域と関わり、交流する機会の促進や地域における活動拠点の確保、居場所づくりの推進を図ることが、こどもの健全育成の観点からも重要である。
- さらに、各地の自治会・母親クラブ・子ども会等の地域組織が、行政、企業、学校等地域の様々な関係機関と連携して、こどもにとって安全な地域づくりや地域での子育て家庭を支援することが期待される。
- (3) 市区町村においては、こども家庭庁と文部科学省がとりまとめた「放課後児童対策パッケージ」に基づき、すべてのこどもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室が連携する計画的な取組を推進する。また、地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談等を行う地域子育て支援拠点事業を推進する必要がある。

第4 こどもの居場所づくりの推進

「こどもの居場所づくりに関する指針」（以下、本指針）を踏まえ、どんな環境に生まれ育ったとしても、誰一人取り残さず、全てのこどもが自分の居場所を持ち、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）でいられる社会の実現を目指し、こどもの視点に立ったこどもの居場所づくりを進める。

- （１） 地域のつながりの希薄化や少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが難しくなっていることに加え、児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している中で、様々なニーズや特性を持つこどもが、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができるよう、また、できるだけ多くの居場所を持てるよう支援していくことが必要となっている。
- （２） こどもの居場所づくりを進めるに当たって、地域の実態やニーズを把握し、新たな資源の発掘、既存の資源の活用を通して、地域の実情に応じた多様なこどもの居場所づくりを進めることが大切である。
- （３） 居場所とは、こどもが過ごす場所・時間・人との関係性全てがこどもの居場所になり得、居場所と感ずるかどうかは、こども本人が決めることであるが、居場所づくりは第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る。こうした隔たりを乗り越えるため、こどもの視点に立ち、こどもの声を聴きながら居場所づくりを進めることが重要である。
- （４） 「こどもまんなか 児童福祉週間」を契機とし、本指針を基に、こどもの居場所づくりが目指す理念や役割を、こどもの居場所づくりに関わる者のみならず、社会全体で共有するため、積極的な広報・啓発活動が必要である。

第5 児童虐待への適切な対応

国・地方公共団体・地域の関係機関・住民が力を合わせて、すべてのこどもが虐待を受けることなく、健やかに成長できる社会を目指す。
また、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図り、防止につなげていく。

- （１） 虐待によりこどもの命が奪われるなど、重大な事件が依然として後を絶たない状況であり、児童虐待は社会全体で早急に解決すべき深刻な問題である。このため、虐待の発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援までの一連の対策が必要となっている。
- （２） 虐待の発生を予防するためには、すべての妊産婦、子育て家庭を早期から支え、その中で、福祉的支援が必要と思われる妊産婦、子育て家庭について、児童福祉機能にもつなぎ、家庭支援をはじめとする必要な支援を確実に届けていくことが重要である。このため、「こども家庭センター」を設置し、母子保健機能と児童福祉機能を一体化して支援を強化していくとともに、保育所、学校、医療機関、地域子育て相談機関等の関係機関と連携し、「こども家庭センター」に確実につないでいく必要がある。

また、様々な事情により地域社会から孤立している子育て家庭に対しては、アウトリーチ支援を積極的に行うことが重要であり、市区町村による乳児家庭全戸訪問事業や、養育支援訪問事業等の実施が必要である。

- (3) 児童虐待への対応に当たっては、児童相談所や市区町村をはじめ、医療機関、学校、警察、民生委員・児童委員、主任児童委員、民間団体等が緊密に連携・協力していくことが必要であり、これらの関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を積極的に活用することが重要である。
- (4) さらに、家庭や学校、地域などの社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう、広報・啓発活動が重要であり、民間団体が中心となって実施している「オレンジリボン運動」等の活用など、地方公共団体、関係機関などが相互に連携していくことが望まれる。
- (5) 「こどもまんなか 児童福祉週間」においては、地域に根ざした児童虐待防止活動を促進するとともに、国民一人ひとりが児童虐待問題についての理解をより一層深め、主体的な関わりをもてるよう意識啓発を図り、社会全体で児童虐待を防止する気運を高めることにより、すべてのこどもが虐待を受けることなく、健やかに成長できる社会づくりを目指すものである。

第6 母と子の健康づくりの推進

母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの出発点であるとの認識に立って、妊産婦及び乳幼児の健康診査の受診率の向上や母子保健に関する地域活動の推進に努めるほか、市町村保健センター、こども家庭センター等において妊産婦及び乳幼児に関する相談の場を設けるよう努める。

- (1) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進は、生涯を通じた健康づくりの出発点である。我が国の母子保健の水準は着実に向上し、乳児死亡率は世界最低の水準に達している。しかしながら、一方で、近年、少子化、核家族化、女性の社会進出等により、こどもを生み育てる環境は大きく変化しており、住民の多様なニーズに対応した母子健康対策の一層の推進を図ることが必要となっている。
- (2) こうした観点から、「こどもまんなか 児童福祉週間」においては、母と子の健康づくりに関する講習会の開催等、妊産婦や乳幼児の健康診査の受診率を一層向上させるための様々なアイデアを凝らした啓発活動を行うとともに、母子保健推進員や愛育班等の協力を得ながら、育児相談や集団指導等を行うことにより、地域における母子保健活動の推進に資することが期待される。
- (3) さらに、家庭や地域における子育てに関する知識が伝承されにくくなってきているため、地域の子育て経験者による育児相談の開催等、「こどもまんなか 児童福祉週間」の期間中はもとより、引き続き気軽に相談ができる関係づくりの機会となる催しの開催が期待される。

第7 多様化する保育需要等への対応

女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴う保育需要等の増大・多様化や就業希望者の潜在的な保育ニーズに対応するため、引き続き、待機児童の解消や、保育所等における延長保育、一時預かり事業等の多様な支援の充実に努める。加えて、就労要件を問わず月一定時間まで利用できる「こども誰でも通園制度」についても広報・普及に努める。また、保育所を利用しているこどもが就学後に引き続き放課後児童クラブを利用できるように、いわゆる「小一の壁」の解消に努める。さらに、子育ての不安や悩みなどの増加に対し、地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談を行う地域子育て支援拠点の役割について広報・普及に努める。

- (1) 保育については、女性の就労の増大、就業形態の多様化等に伴って保育需要が増大・多様化してきていることや、就業希望者の潜在的な支援のニーズにも対応するため、引き続き、待機児童の解消を図るとともに、延長保育や一時預かり等について着実に推進していくことが必要である。
- (2) 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、こども誰でも通園制度の広報・普及を進めていくことが必要である。
- (3) また、こどもが小学校に進学した後も子育てと仕事の両立ができるよう、放課後児童クラブの充実を図っていくことが必要である。
- (4) 子育て家庭の育児不安等に対応するため、地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談等を行う地域子育て支援拠点事業の推進を図っていくことが必要である。
- (5) さらに、近年の急速な少子化の進行や、家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、保育所・保育士の子育て支援のノウハウを活かし、地域で子育て支援を実施するなど保育所等の多機能化を進める必要がある。
- (6) 「こどもまんなか 児童福祉週間」においても、保育所で地域住民が参加する行事の開催など様々な交流事業等を行い、多様な機能を持つ開かれた保育所としてのPRを進め、保育所機能の一層の活性化に資することが望まれる。

第8 障害等のあるこどもとその家族が安心して過ごせる地域作りの促進

障害等の有無に関わらず、すべてのこどもが日々の生活や遊びを通じて、自分らしく健やかに育ち、その家族も安心して過ごせる地域を目指す。また、こどもに障害等があっても、あらゆる活動に参加できる仕組み作りに努める。

- (1) 障害者支援については、障害者総合支援法に基づき、地域で安心して暮らせる社会を構築するための施策を推進している。また、障害児支援については、児童福祉法に基づき、国、地方公共団体等が相互に連携を図りながら児童福祉の向上に努めている。さらに、発達障害児の支援については、発達障害者支援法に基づき、発達障害児者の自立及び社会参加に資するよう、その生活全般にわたる支援体制の整備

を進めている。

- (2) これらを踏まえ、障害の有無に関わらず、すべてのこどもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進している。
- (3) こうした観点から、「こどもまんなか 児童福祉週間」の行事としては、障害のあるこども等が積極的に参加できる機会の提供はもとより、障害のないこどもや地域住民との交流やふれあいを通じて相互の理解を深める契機となることが望まれる。各自治体においては、障害のあるこどもを支援する施設をはじめ、地域のさまざまな関係機関・団体等が連携して取り組めるよう広報啓発等を行う必要がある。なお、毎年４月に実施される「世界自閉症啓発デー」の内容等も踏まえた取組も期待される。